

仮使用認定の申請要領

申請について、

仮使用認定については、民間指定機関が扱えるもの、扱えないものが有りますので、申請前に、当社及び、所轄消防へご相談ください。

提出書類（建築基準法施行規則第4条の16第2項による）

- ① 仮使用認定申請書【正・副】 確1部（【副】：消防への照会が必要な場合は2部）
- ② 代理者による申請の場合は委任状 1部
- ③ 必要図書

図面の種類	明示すべき事項
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築または避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通じる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通じる通路
	第1第3項第2号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積
	仮使用区画に用いる壁の構造
	仮使用区画を貫通する風洞の構造
	仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
	仮使用区画を貫通する風洞に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画戸の隙間を埋める材料の種別
二面以上の断面図	仮使用区画に用いる床の構造
	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造
	仮使用区画を貫通する風洞に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画戸の隙間を埋める材料の種別
耐火構造等の 構造詳細図	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
	仮使用区画に設ける防火設備の構造材料の種別及び寸法
配置図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
	敷地境界線及び敷地に津内における建築物の位置
	敷地の接する道路の位置及び幅員
	仮使用部分の各室から建築物の敷地外に通じる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通じる通路
	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
安全計画書	工事中において安全上、防火上または避難上講ずる措置の概要
	施行令第147条の23に規定する建築物を仮使用する場合にあっては「安全計画書」に代えて施行規則第11条の2第1項の表に掲げる「安全計画書(工事計画書)」
求積図	仮使用部分の床面積求積図

その他法第7条の6第1項第2号の国土交通省が定める基準に適合することの確認に必要な図書

留意事項

1、 図面明示について

- ① 仮使用部分と工事部分を色分けするなどして、分かりやすく表現してください。
- ② 敷地内避難通路については【仮使用部分使用者の経路】と「工事用作業者の経路」の区分が明確にわかるよう表現してください。